

令和８年度公務災害防止啓発映像教材「公務職場における熱中症対策（仮称）」  
制作業務委託仕様書

1 件名

令和８年度公務災害防止啓発映像教材「公務職場における熱中症対策（仮称）」制作  
業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和９年２月１９日まで

3 制作目的

近年、真夏以外の時期や昼間以外の時間帯、屋内の職場でも熱中症が発生し、さらに、発症時は軽度の症状であっても短時間で重症化し、死に至ることもあるため、予防対策の徹底が急務となっている。

また、労働安全衛生規則の改正により令和７年６月から地方公共団体においても熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制の整備、手順の作成、関係者への周知が義務付けられている。

そこで、熱中症予防対策について作業環境管理や健康管理の面から基本的な考え方を示すとともに、各職場の特性を踏まえた具体的な対策例を解説した映像教材を制作し、協会ホームページからオンデマンド配信により地方公共団体に提供する。

4 業務内容

令和８年度公務災害防止啓発映像教材「公務職場における熱中症対策（仮称）」企画書を基に、映像制作に関するシナリオ企画立案、撮影、イラスト、テロップ、ナレーション、ＢＧＭ挿入、編集ほか関連業務一式を行う。

（１）制作委員会への出席

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「協会」という。）内に設置する、「令和８年度公務災害防止啓発映像教材（公務職場における熱中症対策）制作委員会」（以下、「委員会」という。）に２回程度出席し、シナリオ等の監修を受けること。

（２）シナリオ・映像の制作

ア シナリオについて

- ・熱中症のメカニズム（身体反応、暑熱順化）、暑さ指数（WBGT）の測定と活用、基本的対策（作業環境管理、作業管理、健康管理）、職場別対策例、法令対応の徹底などについてわかりやすく解説し、研修や自己研鑽等において職員が十分に活用できる内容とする。
- ・「序章」、「本編」、「終章」の３部構成とする。
- ・「本編」では、熱中症の発症を未然に防ぐために必要な知識と行動について、職

員一人一人が理解できるよう具体例を挙げながら分かりやすく解説する。

- ・実際に職員が行う対応方法等をイメージしやすいよう、再現実写や資料映像、イラスト等を効果的に挿入する。

#### イ 撮影

- ・委員会の監修を受けた確定シナリオをもとに撮影を行う。
- ・再現実写映像に係る出演者の確保や撮影にかかる経費は受託者が負担する。
- ・撮影に使用するスタジオ費用については、金額を見積書に計上する。
- ・地方公共団体の施設を撮影場所として使用した場合は、受託者が、撮影スタジオ費用から地方公共団体に施設使用料を支払う（見積書に計上したスタジオ費用と実際に支払った施設使用料との間に差額が生じた場合は、契約書第5条に基づいて委託金額の減額を行うものとする。）。

#### ウ 編集

- ・上記アの内容を踏まえ、分かりやすい解説（ナレーション作成、イラスト、テロップ作成等）を行う。

### （3）映像教材制作

- ・フォーマット：MP4形式（コピーガードなし）
- ・収録時間：30分程度
- ・成果品：MP4ファイル（動画）全編版 1本  
MP4ファイル（動画）单元ごとの分割版 1セット  
MP4ファイル全編版を書き込んだDVD 20枚  
DVDにはレーベルをデザインして貼付すること。  
MP4ファイル分割版は、データ納品のみで差し支えない。
- ・その他：ホームページ掲載用の映像ジャケット（サムネイル） 1点

## 5 著作権等

著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む全ての著作権は、地方公務員災害補償基金が所有する。また、映像を制作するに当たって、各者に発生した著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利を言う。以下同じ。）については、受託者において、各者が行使しないように権利処理を行うこと。

## 6 スケジュール

想定するスケジュールは下記のとおり。

契約締結後、詳細の制作スケジュールを提出すること。

- ・令和8年10月中旬：契約
- ・令和8年10月下旬：第3回制作委員会開催（シナリオの監修・決定等）
- ・令和8年11月：撮影、映像素材作成

- ・令和8年12月 : 撮影、映像素材作成、編集作業
- ・令和9年 1月中旬 : 第4回制作委員会開催（試写の実施）
- ・令和9年 2月 : 最終調整、成果品納品

## 7 その他

- （1）協会との打ち合わせや、協会への資料提供を十分に実施する。
- （2）本編集前に委員会において試写を行う。この試写用の映像には音声（仮吹込み可）を入れること。テロップも同様とする。
- （3）映像素材として許諾が必要なものを使用する際に発生する費用については、受託者が負担する。
- （4）納品後に受託者側の責により不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講じること。
- （5）啓発映像教材は地方公務員等向けの研修ツールとして使用するものであり、受講者が理解しやすい内容のものであること。
- （6）本仕様書に定めのない事項については、協会と受託者が協議の上、決定する。